

監査対象部局	瀬戸内市産業建設部観光課（産業振興課）	
監査の名称と公表年月日	財政援助団体等監査 平成 26 年 3 月 6 日	
監査執行年月日	平成 25 年 11 月 26 日から平成 26 年 3 月 6 日まで	
監査の結果	措置の内容	措置状況等 (通知を受けた日)
市長が(有)曙の里おくの社長となっている。それぞれの団体を代表して、協定書を締結することは、民法第108条の双方代理に抵触することになると類推適用される可能性があるため、適正に処理し、透明性を確保されたい。	有限会社曙の里おく代表取締役である市長は、道の駅の指定管理に係る基本協定及び年度協定の締結に関する事項において、同社支配人を代理人に定め、その権限を委任し、協定を締結しました。	措置済 (H29. 4. 18)